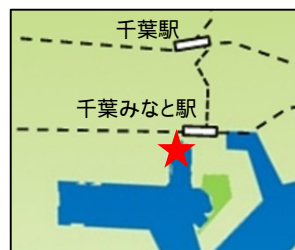
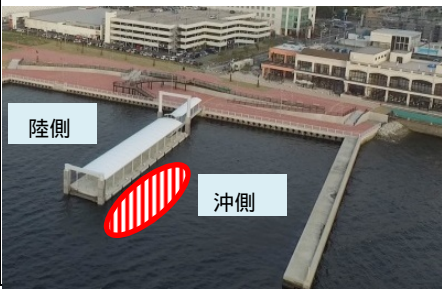


千葉みなと旅客船さん橋について

1 施設概要

- (1) 名称 千葉みなと旅客船さん橋
(港湾施設名：千葉みなと1号浮さん橋)
- (2) 場所 千葉市中央区中央港1丁目地内
- (3) 諸元 下表のとおり



長さ	50m	幅	10m	【現況画像】 
高さ	1.9m	乾舷高	0.9m	
計画水深	2.0m (実水深は9m以上あり。)			
係船曲柱 (沖側)	150KN、設置間隔10m、計6基			
係船環	RB 32 5組 (10m間隔)			
防舷材 (V型)	長さ1m、高さ15cm、設置間隔5m			
照明灯	平均照度50LX			
その他	旅客船の運航に必要な待合所及び券売所として、隣接する旅客船ターミナル等複合施設 (中央区中央港1丁目205番1) を使用することができます。			

- (4) 所有者及び管理者 <所有者> 千葉県 <管理者> 千葉市
- (5) 使用者 千葉県港湾管理条例第4条の規定により管理者へ申請し許可を受けた者
- (6) 供用開始 平成28年4月1日
- (7) 利用状況 棧橋の陸側および沖側前面は、定係場として旅客船が常時係留しており、沖側後面は「ビジターバース」であり、さん橋の一時使用が可能です。

2 棧橋の一時使用

「千葉みなと旅客船さん橋」(以下、「さん橋」という。)は、使用条件を満たす場合に限り、旅客船等が一時的に使用 (係留) できます。

2-1 使用資格

さん橋の沖側 (ビジターバース) に旅客船を一時的に使用 (係留) できる場合は、一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を営む者 (船主若しくはチャーターする者) が業として実施する運航に限るものとします。 不適格事項の設定があります

ただし、管理者が特に認めた場合は、上記にかかわらず使用できるものとします。

2-2 一時使用

さん橋の沖側 (ビジターバース) に旅客船を一時的に使用 (係留) できるのは、次の全てに該当する場合に限ります。

- (1) さん橋を定係場として使用する旅客船との調整により乗降が可能であること。
- (2) さん橋を定係場として使用する旅客船が日常的に運航している内容と同様の運航ではないこと。
- (3) 管理者から、千葉県港湾管理条例 (以下、「条例」という。) 第4条第1項に基づく使用許可を受けていること。

2-3 使用船舶

次の条件を満たす船舶を使用することができます。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限り

ではありません。

- (1) 全長30m程度、総トン数350トン程度までの船舶
- (2) 海上運送法に基づく次のいずれかの手続きを行った船舶

船舶の種類	運航日数	手続き	提出先
海上運送法第2条第4項に規定する旅客船(13人以上の旅客定員を有する船舶をいう。)	年間3日以下	人の運送をする内航不定期航路事業の届出(第20条第2項)	関東運輸局長
	年間3日を超える	旅客不定期航路事業の許可(第21条)	
旅客定員12名以下の船舶	指定なし	人の運送をする内航不定期航路事業の届出(第20条第2項)	

2-4 使用時間

9時から18時まで使用できます。

時間的制約を伴うクルーズについては、上記時間外のさん橋使用を認める場合があります。

2-5 使用料

千葉県港湾管理条例第9条及び千葉県使用料及び手数料条例に定めるところにより、次の使用料を納入する必要があります。ただし、総トン数5トン未満の船舶を除きます。

- (1) 係留3時間未満の場合 総トン数1トンにつき2円16銭
- (2) 係留3時間以上12時間未満の場合 総トン数1トンにつき3円24銭
- (3) 係留12時間以上の場合 総トン数1トンにつき24時間までごと4円32銭

2-6 使用手続き

千葉県港湾管理条例第4条の定めるところにより、以下の ~ の手続きを行う必要があります。

手続き	内 容	時 期
事前協議	使用目的や日程等について管理者と事前協議を行います。	申請書提出前
申 請	事前協議後、申請書「岸壁・物揚場使用許可申請書」を管理者(海辺活性化推進課)へ、ファクシミリ又は電子メールにて提出してください。「さん橋使用概要書」等、添付を必要とする書類があります。 【ファクシミリ番号】043-245-5695 【電子メール】umibe.UR@city.chiba.lg.jp	使用予定日の3か月前~7日前
受 付	市で申請書の内容を審査した後、受付します。 受付印を押印した申請書の写しをファクシミリ又は電子メールにて申請者に送付します	申請の日から3日以内
係 留	使用日にさん橋へ船を係留してください。	使用日
実績報告	使用后、申請書の下欄(決定欄)に必要事項を記入し、併せて欄外に乗船者数を記入のうえ、写真を添付し、市へ送付してください。	使用后速やかに
料金収納	千葉県千葉港湾事務所から、使用料の納入通知書が送付されますので、納付してください。	使用日の属する月ごとに翌月末までに納付

申請書の変更や取り消しがある場合は、速やかに市へ連絡してください。

2-7 注意事項

着岸及び乗降、着岸時間、禁止行為その他の注意事項を遵守してください。